

東京都交通局公共工事の中間前払金取扱要綱

	11交総第1344号
	平成11年10月28日
改正	12交総第845号
	平成12年7月1日
改正	15交総第1818号
	平成16年1月30日
改正	15交総第2280号
	平成16年3月26日
改正	23交資第2352号
	平成24年3月15日

(通則)

第1 東京都交通局契約事務規程(昭和39年東京都交通局規程第15号。以下「規程」という。)
第52条の3第1項の規定により行う中間前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(中間前払金の対象)

第2 規程第52条の3第1項に規定する中間前払金の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第1項に規定する公共工事(以下「工事」という。)のうち、規程第52条の2の規定により前払金を行ったものとする。ただし、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項の規定により中間前払金を行うことができるものに限る。

(中間前払金の率等)

第3 規程第52条の3第1項に規定する中間前払金の率等は、次に掲げるところによる。

(1) 契約金額が36億円未満の場合は、契約金額の10分の2とする。ただし、1億8千万円を限度とする。

(2) 契約金額が36億円以上の場合は、契約金額の100分の5とする。

(中間前払金の制限)

第4 第2により中間前払金の対象とされる工事であっても、規程第53条の規定により部分払を行うものについては、中間前払金を支払わない。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第5 債務負担行為を伴う工事であるため、中間前払金の全部又は一部を支払わなかった場合において、交通局長(以下「局長」という。)が必要と認めるときは、翌年度開始後に中間前払金を支払うことができる。

(中間前払金の端数整理)

第6 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(中間前払金の対象及び率等の明示)

第7 中間前払金の対象とされる工事及び中間前払金の率等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対しこれを明示しなければならない。

(中間前払金に関する特約事項)

第8 中間前払金を支払う工事の請負契約には、次に掲げる事項を中間前払金に関する特約として付さなければならない。

(1) 定められた金額を限度として中間前払金を支払うこと。

(2) 中間前払金の請求手続に関すること。

(3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還に関すること。

(4) 保証契約の変更にに関すること。

(5) 中間前払金の使途制限に関すること。

(6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

(中間前払金に係る認定)

第9 中間前払金は、次に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合において支払う。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 工事主管課長(東京都交通局工事施行規程(昭和46年東京都交通局規程第6号)第2条の「工事主管課長」をいう。以下同じ。)は、前項各号に掲げる要件を満たしていることの認定について、認定請求書(別記様式第1)による請求があった場合は、直ちに調査を行わなければならない。

3 工事主管課長は、前項の調査の結果が妥当と認めるときは、認定調書(別記様式第2)を作成の上、契約の相手方に交付しなければならない。

(中間前払金の請求手続)

第10 中間前払金の請求は、前条による認定後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を交通局(以下「当局」という。)に提出させた上で行わせる。

2 前項の規定にかかわらず、局長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができる。

3 中間前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払わなければならない。

(契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還)

第11 規程第52条の3第2項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる場合における中間前払金の額は、変更後の契約金額に第3の中間前金払の率等を適用して算出した中間前払金額と既に支払済みの中間前払金額との差額とする。この場合において、支払済みの中間前払金額の算出基礎となった中間前金払の率等が、第3に掲げる率等を下回っているときは、変更後の契約金額に対応する中間前払金額を算出するに際して、その下回っている状況についても併せて勘案する。また、中間前払金を追加払する場合にも、変更後の契約金額が36億円未満であるときは、中間前払金の合計金額は1億8千万円を超えることができない。

2 規程第52条の3第2項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、契約の相手方に保証契約を変更させ、変更後の保証証書を当局に提出させた上で、契約の相手方の請求により行う。

3 規程第52条の3第2項の規定により中間前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から局長が指定する日までに返還させなければならない。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に年5パーセントの率を乗じて計算した額を遅延利息として徴収しなければならない。

4 前項により中間前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を当局に提出させる。

5 規程第52条の3第2項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他局長が必要ないと認めるときは、中間前払金を追加せず、又は返還させない。

(保証事業会社への通知)

第12 既定の工期が変更された場合には、保証事業会社に対し、工期の変更を通知する。

(保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還)

第13 規程第52条の3第2項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の対価に相当する額を差し引いた額を返還させる。

2 規程第52条の3第2項において準用される規程第52条の2第3項第1号又は第3号の規定により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に年5パーセントの率を乗じて計算した額を利息として徴収する。

3 規程第52条の3第2項において準用される規程第52条の2第3項第2号の規定により中間前払金を返還させる場合には、局長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に年5パーセントの率を乗じて計算した額を利息として徴収する。

(2年度以上にわたる工事の中間前金払)

第14 2年度以上にわたる工事であっても、中間前金払の率等は、第3に規定するとおりとする。この場合において、既に支払った中間前払金の額が年度末における当該工事の中間

前払金に係る認定額を超えるときは、当該超過額は支払済額として整理する。

- 2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越される工事に係る中間前払金についても適用する。

(補則)

第15 この要綱の施行に関し必要な事項は、資産運用部長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日（以下「施行日」という。）以後に規程第5条に基づき入札の公告を行う契約又は規程第29条第2項に基づき競争入札参加者への指名通知を行う契約（入札によらない契約にあつては、施行日以後に規程第38条に基づき契約条項その他見積りに必要な事項の提示を行う契約）について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都交通局公共工事の中間前払金取扱要綱別記様式第1による用紙で現に残存するものについては、平成13年3月31日まで使用することができる。

附 則

この要綱は、平成16年2月2日から施行し、同日以後に締結される契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月16日から施行する。

認 定 調 書

件 名				文書番号	
履 行 場 所					
契約の相手方					
契 約 金 額		前 払 金 額			
契 約 年 月 日	年 月 日	履 行 期 限	年 月 日		
摘 要					

上記の工事についてその進行状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていること認定する。

年 月 日

職 氏 名

公 印

